

令和 3 年第 7 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 3 年 1 2 月 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（11 名）

1 番	高 田 光 雄	2 番	江 渡 正 樹
3 番	中 谷 謙 一	4 番	古 林 輝 信
5 番	野 坂 充	6 番	岡 山 義 廣
7 番	高 沢 陽 子	8 番	杉 山 福 行
9 番	戸 澤 栄	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
地 域 戦 略 課	長	長 根 一 彦
財 政 課	長	西 舘 峰 夫
防 災 安 全 課	長	五 十 嵐 勝 弘
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	瀧 澤 誠

介護・福祉課調整監	小 又 千 恵 子
健康づくり課長	飯 田 貴 子
農林水産課長	玉 山 順 一
建設水道課長	浜 野 徹
会計管理者	秋 島 祐 成
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥
学校教育課指導室長	中 野 良 喜
社会教育・スポーツ課長	五 十 嵐 洋 介
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	小 野 早 苗
代表監査委員	蛭 名 進 一
総務課長補佐	二 木 智 徳
総務課行政担当	二 木 文 弥

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	七 島 良 嘉
議会事務局総括主査	濱 中 太 一

議事日程（第3号）

日程第1 議案審議

- 1、議案第63号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）
- 2、議案第64号 令和3年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3、議案第65号 令和3年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 4、議案第66号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5、議案第67号 令和3年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 6、議案第68号 野辺地町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 7、議案第69号 野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 8、議案第70号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 9、議案第71号 野辺地町農山漁村活性化基金条例案
- 10、議案第72号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例案
- 11、議案第73号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

日程第2 総務常任委員の選任

日程第3 陳情等審議

- 1、地方公共団体の予算執行と財政運営の信頼性向上を求める陳情書
- 2、母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
- 3、ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

日程第4 閉会

町長の提出議案 な し

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

- 議案第63号 令和３年度野辺地町一般会計補正予算（第６号）
- 議案第64号 令和３年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
- 議案第65号 令和３年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 議案第66号 令和３年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 議案第67号 令和３年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第３号）
- 議案第68号 野辺地町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第69号 野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第70号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第71号 野辺地町農山漁村活性化基金条例案
- 議案第72号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例案
- 議案第73号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

◎開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第1、議案審議を行います。

議案第63号 令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

歳入歳出補正の主な項目、第2表継続費補正、第3表債務負担行為補正及び第4表地方債補正について、副町長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。

それでは、議案第63号は令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,100万円を追加し、予算の総額を72億9,000万円といたしました。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。1款町税、1項町民税、1目個人の現年課税分は4,520万円の増となりました。

2項1目固定資産税、1節現年課税分は、土地及び家屋の減により、総額436万9,000円の減となりました。土地の減は、市街地宅地評価法による評価方法の変更によるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3節障害者福祉費負担金は、障害福祉対策費の国庫負担分で総額665万円を追加いたしました。

2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費は、児童手当のシステム改修に係るもので、350万円を追加しております。

12ページに参りまして、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は、交付見込みにより55万3,000円を減額しております。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、4目障害者福祉費負担金332万5,000円と5目児童福祉費負担金3万8,000円は、先ほど国庫支出金で説明したものの県負担分でございます。

2項1目総務費県補助金、4節企画費補助金313万円及び6節の原子力防災対策事業費補助金1万3,000円は、交付見込みにより追加しております。

2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金は、介護施設等感染拡大防止対策事業に係るもので、

1,274万4,000円を追加いたしました。

4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金は、機構集積協力金交付事業に22万4,000円を追加いたしました。

13ページをお願いいたします。17款寄附金、1 項 2 目 1 節指定寄附金は、ふるさと納税と指定寄附金、合わせて566万4,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて、活用させていただきます。

18款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、本補正の収支均衡を図るためのもので、1 億3,361万4,000円を追加しております。

5 目役場庁舎建設基金繰入金は、729万7,000円を追加いたしました。新庁舎建設費に係る地盤変動影響調査及び旧庁舎移転関連工事に充てるものであります。

20款諸収入、5 項 3 目雑入、1 節過年度収入は、過年度実績の精算に伴う追加交付により、総額485万2,000円を追加しております。

14ページに参りまして、2 節雑入では、むつ小川原地域まちづくり支援助成金に100万円、コミュニティ助成事業助成金に80万円を追加いたしました。

21款町債は、総額240万円を減額いたしました。事業費の確定見込みによるものであります。

以上、歳入予算の概要についてであります。

続いて、歳出予算の主なるものについてご説明申し上げます。

15ページからになりますが、人事院勧告等に伴う職員人件費の増減と、原油高騰等による燃料費の増額、そして「単に決算見込みにより減額するもの」については、各項目における説明を割愛させていただきます。

ちなみに、人件費は総額で950万円の減額、燃料費は総額で約480万円の増額となっております。

それでは、15ページからの説明になります。中ほどの2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、11節役務費の郵便料は、コロナ禍により郵送する機会が増えたことから、56万円を追加いたしました。

16ページに参りまして、4 目財産管理費、10節需用費は、冬期間に予想される庁舎の修繕料として、34万円を追加いたしました。

6 目企画費、18節負担金、補助金及び交付金は、コミュニティ助成事業の追加申請で中袋町自治会の除雪機購入が採択されたことにより、100万円を追加いたしました。

9 目電子計算管理費、12節委託料のシステム環境構築業務は、住民情報システムの機能向上のための改修費用で、136万4,000円を追加しております。

17節の備品購入費は、カラープリンター及び文書のPDF化に必要なスキャナーの購入費用で、総額で84万7,000円を追加しております。

10目電子自治体推進対策費、12節委託料のネットワーク機器設定業務は、県で行う新たな情報セ

キュリティークラウドに移行するための設定費用で、30万8,000円を追加いたしました。

12目新庁舎建設費は、第2庁舎の先行解体に係る第3庁舎への移転費用及び地盤変動影響調査費用として、総額729万7,000円を追加いたしました。

17ページをお願いいたします。2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料の軽自動車O S Sに関する基幹税務システム改修業務は、業務の一部を翌年度に行うこととして、132万円減額いたしました。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料の戸籍システム符号取得関連作業業務は、作業が翌年度に変更となったことにより、39万6,000円を減額いたします。

18ページに参りまして、7項安全安心まちづくり対策費、3目防災諸費、12節委託料の防災無線機器更新及び移設実施設計業務は、当初単独で行う予定でしたが、新庁舎の建設に係る実施設計において併せて行いましたので、99万円全額を減額いたしました。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の10節需用費から19節の扶助費までは、原油高騰対策といたしまして、70歳以上の町民税非課税世帯を対象に、灯油と引換えができる助成券を発行し、灯油購入費を支援するもので、合わせて823万1,000円を追加いたしました。

27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、総額110万5,000円を追加しております。

19ページをお願いいたします。2目後期高齢者医療対策費、18節負担金、補助及び交付金は、医療療養給付費に係る負担分で、790万円を追加しております。

3目介護保険対策費、27節繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金を総額518万4,000円減額しております。

4目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金は、グループホーム等が感染予防対策として施設の改修を行うために補助するもので、1,274万4,000円を追加いたしました。これは、全額県補助金で賄います。

7目障害福祉対策費、19節扶助費は、手術や入院による申請が当初想定していた申請より多くなる見込みのため、1,330万円を追加いたします。

8目障害者地域生活支援費、19節扶助費の成年後見人制度利用支援は、当初想定していた申請件数よりも多くなる見込みのため、33万6,000円を追加いたしました。

20ページに参りまして、中ほどの2項児童福祉費、2目児童保育費、12節委託料の児童手当システム改修業務は、児童手当の法改正に伴い特例給付が廃止されることなどからシステム改修が必要となるもので、321万2,000円を追加いたしました。

19節扶助費の施設等利用給付費は、預かり保育事業に係る利用単価の増により、15万2,000円を追加いたしました。

21ページをお願いいたします。4款衛生費、下段の2項清掃費、3目ごみ減量化促進対策事業費、

12節委託料の廃棄物処理手数料徴収業務は、町指定のごみ袋の販売数量が当初想定より多くなる見込みのため、21万4,000円を追加いたしました。

22ページに参りまして、4項1目上下水道費、27節繰出金は、職員給与費に係る水道事業特別会計への繰出金で、一般会計の負担割合を業務量などから見直しまして、当初の2分の1から3分の2とすることとしたため、163万9,000円を追加いたしました。

下段の6款農林水産業費、1項3目農業振興費、7節報償費の耕作放棄地解消事業謝礼は、本年度は農業委員などの協力により事業を行い不要となりましたので、12万6,000円を減額いたします。

23ページをお願いいたします。10節需用費は、農地整備を行うための黒土の購入費用20万2,000円と、重機の燃料費として2万1,000円を追加いたしました。

13節使用料及び賃借料は、重機の借上料を計上しておりましたが、農業委員から無償で借り上げることとなったため、10万6,000円を減額いたします。

18節負担金、補助及び交付金の農地集積推進事業交付金は、農地規模の拡大を図る認定新規就農者などに農地面積に応じて交付金を交付するものでありますけれども、当初の見込みを超える農地集積が図られたことから、51万1,000円を追加いたしました。

4目農業経営安定推進事業費、18節負担金、補助及び交付金の経営転換協力金は、経営転換や離農により農地を農地中間管理機構に貸付けした農業者に対して交付金を交付するものでありますが、当初想定していた交付対象農地面積を超える見込みとなったため、22万4,000円を追加いたしました。

24ページに参りまして、7款商工費、1項7目観光物産PRセンター費、10節需用費の修繕料は、浄化槽ブローポンプ及び自動ドアの修繕費用を補填するもので、91万4,000円を追加いたします。

25ページをお願いいたします。下段の10款教育費、1項2目事務局費、10節需用費と11節役務費は、旧スクールバス、古いスクールバスの維持管理に係る経費で、合わせて42万8,000円を追加いたしました。新しく購入したスクールバスの補助用バスとして引き続き使用するために、車検費用等を計上したものであります。

26ページに参りまして、18節負担金、補助及び交付金の自治体国際化協会負担金は、外国語指導助手の来日に係る渡航負担金が増額となる見込みであることから、31万円を追加いたしました。

2項5目学校施設費、10節需用費の修繕料5万7,000円は、若葉小学校トイレ窓ガラスや職員玄関の照明器具を修繕するものであります。

27ページをお願いいたします。3項1目野辺地中学校費、10節需用費の消耗品費は、トイレに設置する生理用品等の購入費用として、3万6,000円を追加いたしました。

3目学校施設費、10節需用費の修繕料66万9,000円は、パソコン室のエアコン及びボイラー用のオイルタンクゲージに動作不良が発生していることから修繕するものであります。

4 項 1 目社会教育総務費、1 節報酬及び 4 節の共済費の会計年度任用職員社会保険料は、職員の産休等の事情により非常勤事務員を任用するもので、合わせて51万4,000円を追加いたしました。

28ページへ参りまして、4 目中央公民館費、11節役務費は、公民館ホールのステージ暗幕や成人式で借用する紅白幕のクリーニング費用として、9 万9,000円を追加いたしました。

29ページをお願いいたします。5 項 1 目保健体育総務費、14節工事請負費の横断幕設置工事は、北京オリンピックなどへの当町出身者の出場が決定した際の応援事業として横断幕及び応援懸垂幕を制作するもので、29万6,000円を追加いたしました。

3 目体育館費、10節需用費の修繕料10万3,000円は、町立体育館のステージの窓ガラスや外灯等を修繕するものであります。

5 目サンビレッジのへじ費、10節需用費の修繕料27万5,000円は、室内温水プールのシャワーセンサーを修繕するものであります。

6 目学校給食共同調理場、17節備品購入費は、球根皮はぎ機の更新費用として、41万7,000円を追加いたしました。

30ページへ参りまして、12款公債費、1 項 1 目元金は、新町地区での新庁舎建設に係る実施設計業務などの財源として平成30年度に借入れいたしました公共施設等適正管理推進事業債が、本町地区への建設に伴い繰上償還が必要である旨県から通知があったため、その費用として2,786万円を追加いたしました。

2 目利子は、利率見直しや令和 2 年度債の借入条件の確定などによる増減であります。

13款諸支出金、1 項 5 目ふるさとづくり基金費は、ふるさと納税及び指定寄附金としていただいたものを積立てするものです。

7 目役場庁舎建設基金は、平成30年度に新庁舎建設用地として新町地区の土地購入費用など当基金から繰り出した分の 1 億4,169万2,000円を積み戻すほか、あとふるさと納税としていただいた寄附金など 7 万6,000円を積立てするものであります。

以上が歳出予算の概要についてであります。

予算書の 6 ページにお戻り願います。「第 2 表継続費補正」についてです。2 款総務費、2 項徴税費、市街地宅地評価法基礎資料更新業務について、事業費が確定したため、総額及び各年度の支出額を補正するものであります。総額で、2,854万7,000円から2,739万円に減額いたしました。

7 ページをお願いいたします。「第 3 表債務負担行為補正」であります。新庁舎建設事業18億4,148万4,000円は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年で事業を実施するものであります。

なお、本議会で議決いただければ、その後、入札により契約する事業者を決定しまして、仮契約を締結いたします。そして、令和 4 年 3 月の定例会において、本契約に係る議案を提出するという予定になっております。

このほか、令和３年度中に契約行為を終了し、令和４年度当初から滞りなく業務を進めるためのもの10件を設定いたしました。

８ページをお願いいたします。「第４表地方債補正」であります、限度額の補正が３件であります。事業費の確定に伴い、充用すべき地方債の限度額を補正するものであります。

なお、起債の方法、利率等については変更ございません。

以上、令和３年度野辺地町一般会計補正予算（第６号）の概要であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括で質疑を行います。質疑のある方は、ページ数を言ってから質疑をお願いします。質疑ありませんか。

２番、江渡正樹君。

○２番（江渡正樹君） まず、11ページの、先ほど国庫支出金のところでありましたけれども、今国会で審議中でありますけれども、18歳以下、現金５万円、それからクーポン券５万円が、今全額それこそ現金というような流れも結構出てきております。私は一日も早く現金でやはり渡すべきではないかなと思うのですが、今どのような状況か、お知らせください。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○健康づくり課長（飯田貴子君） ご質問にお答えします。

先般の11月29日の臨時議会でご説明した内容からは、現時点、国からの正式なものとしては進展がございません。国ではこれから、今月中に予算が議決されまして、要綱をはじめとする詳細が決定する予定となっております。これは、全額国費で賄われるものです。クーポンか、現金かにする基準や規定も示されていない状態となっております。町としまして、最終的な国の要綱を受けまして最善の策を検討する予定であります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） ２番、江渡正樹君。

○２番（江渡正樹君） それでは、16ページですね、16ページに新庁舎建設に関わるものがあって、ちょっとこれに関連してお伺いしたいのですが、何せ私これこそ庁舎建設について質問する場所がないものですから、よろしくお願いします。

今回建物について使用するコンクリートの砂ですね、これは海の砂か、川なのか、どの砂を使う予定で予算を組んでいるのか、お知らせください。

○議長（戸澤 栄君） 財政課長。

○財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

川砂を予定しております。

○議長（戸澤 栄君） 継続ですね、2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） 許可いただきましたので、18ページ、この福祉灯油の内訳ですね、どういう形で、対象者はどのような方々で、何リッターを福祉灯油としてやる予定なのか、その基準をお知らせください。

○議長（戸澤 栄君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

この福祉灯油につきましては、高齢者の世帯に支援するもので、灯油の購入費という形で助成を考えております。

対象者につきましては、12月1日現在で町に住所を有する70歳以上の高齢者のみで構成される方で、そのうち住民税非課税、おおむね1,200世帯ぐらいが対象となるものと今試算しております。

助成額につきましては、1世帯につき灯油18リッター掛ける3缶分、54リッターということで、今の価格から申しますとおおむね5,600円ぐらい相当を助成することとしております。

助成の方法といたしましては、準備ができ次第、1月をめぐりして助成券をこちらのほうで対象者に送付して、それを購入したときに券と引き換えて灯油を入れてもらうという、購入するという形を考えておりました。助成券の使用の期間としましては、助成券が到着してから2月末を予定しております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） 24ページに関連してお聞きいたします。

先般、スキー場の夜間営業は非常に難しいような報告をちょっと受けて質問したいのですけれども、その後の打合せで夜間運行が行われるかどうか、どのようになったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 戦略課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

夜間の営業のほうは今年は見合わせるということで、今進んでおります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） それは、難しいというのはどんな理由で難しいという最終的な結論になりましたか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

やはり営業面での、企業側の営業する収入等の兼ね合いから見合わせるということでお聞きして

おります。

○議長（戸澤 栄君） 1 番、高田光雄君。

○1 番（高田光雄君） 先般もお話ししたように、野辺地町はスキー発祥の町ということで、全国に名が知れ渡っておるわけでありまして、非常にスキー場の夜間運行につきましても、観光面においても、いわゆる野辺地町がスキーの発祥で、いろいろなオリンピックの選手も輩出しているし、非常に有名なスキー場になっておるわけありますので、その辺のところも町の中でお話をし、協議して、そしてもし費用面でできないということであれば、町ではどのようにしてこの夜間営業を続けて、やはり町民の親しんでいただく、あるいはまた野辺地町内外からもおいでになる方々の優遇を図るかということまでもお話ししたのか、打合せしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○地域戦略課長（長根一彦君） お答えいたします。

その細かいところまでの支援のお話はまたしておりませんで、今年度コロナが落ち着いている状況の中でどれだけ利用客が戻るか等々も見ながら、今後の支援、それから対策等を考えていきたいということでお話をしております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 1 番、高田光雄君。

○1 番（高田光雄君） ぜひともこの火は消さないように、何としても夜間営業は野辺地町の伝統であるスキー場ということで、町長、ひとつよろしく夜間営業を続けていただくよう要望いたします。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11 番、赤垣義憲君。

○11 番（赤垣義憲君） 13 ページをお願いいたします。基金繰入金でございます。財政調整基金と役場庁舎建設基金、これ、繰入後の残高は幾らになるか、教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 財政課長。

○財政課長（西舘峰夫君） 財政調整基金の今回の補正までの後の予算上の残高としては、6 億 3,500 万ほどを見込んでおります。

もう一つ、役場庁舎建設基金の同じく補正後の残高見込みは、7 億 500 万円ほどを見込んでおります。

○議長（戸澤 栄君） 11 番、赤垣義憲君。

○11 番（赤垣義憲君） 18 ページでございます。先ほど福祉灯油の質問もございましたけれども、この灯油の購入に当たっては灯油の販売店の指定はありますか。

○議長（戸澤 栄君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） 指定は、ほぼほぼ対象にするつもりでいるのですけれども、現在検討中ということで、町内どこでも取扱いしている業者さんを対象にしたいとは今のところ考えております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 25ページです。旧スクールバスの車検整備等に費用を計上されております。この旧スクールバスは予備のバスということで説明がありましたが、これはスクールバスとして利用するのか、あるいは別の課でも使えるような形で町の予備のバスとして使い続けるというお考えなのか、お聞かせください。

○議長（戸澤 栄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） ただいまの質問にお答えします。

スクールバスとしての使用は今のところ考えてはいないです、4年度については、あくまでも、大会とか校外学習等に使う際の補助用として、使用を考えております。

あと、町として共有して使うかということは、これから検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 27ページです。学校施設費、中学校のエアコンの修理ということが先ほど説明ありましたが、取付けしてからまだそれほどたっていないところの修理ということですが、これは保証期間内というところではありませんか。

○議長（戸澤 栄君） 担当課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） このエアコンにつきましては、中学校新築当時、パソコン室に設置しているエアコンになります。基盤等様々不具合ありましたので、今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 11ページの町税、固定資産税について、住宅地の優遇措置が今年度でなくなるということなのですが、その優遇措置がなくなって、負担軽減措置で上限を2.5%までに抑えるということなのですが、その辺の情報はもう決まったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 税務課長。

○税務課長（高山幸人君） ただいまの野坂議員の質問にお答えいたします。

宅地の税金のことですけれども、令和3年度に限り新型コロナウイルス感染症により納税者の負担に配慮する観点から、税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じております。

令和4年度に関しましては、正式にはまだ決まっていないものと承知しておりますが、先般の新聞報道によりますと、商業地に関しては上昇したうちの半分を据え置くというもので、それ以外のところに関してはこのような特別措置は令和4年ではないというふうな報道がありましたので、情報とすればそういったところになります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 要するに宅地の住宅地だけのその軽減措置がなくなるということなのですが、町民の財布に直接響くことなので、上限を2.5に抑えるというのは、固定資産税全体の2.5になるのか、土地の上昇率の2.5になるものか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（戸澤 栄君） 税務課長。

○税務課長（高山幸人君） 野坂議員のご質問にお答えいたします。

2.5%に関しましては、正直承知しておりません。先般の新聞報道ですと、上昇幅の半分を特別措置すると、それは商業地に関してということになりまして、それ以外のものに関しましては据置きの特別措置はなくなるというふうな情報が新聞報道でございました。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） そうでなく、要するに固定資産税全額、全体の上昇率を抑えるのか、土地分の上昇率を抑えるのか、そのどちらかは分かりますか。

○議長（戸澤 栄君） 税務課長。

○税務課長（高山幸人君） 私が理解しておりますのは、宅地についての上昇分の据置きの措置でございます。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 29ページ、横断幕の設置工事なのですが、野辺地高校出身の選手何名か候補に挙がっているのですが、この選手の決定の時期はいつ頃になるものか、情報があったら教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えします。

こちらのほうで把握しているのは、1月中旬頃と聞いておりました。オリンピック冬季競技大会の派遣基準というのを一応参照にしていました。

以上であります。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 北京オリンピックまでもう2か月を切ったような状態の中、1月の中旬までという、もう1か月あるか、ないかだと思うのですけれども、その短い期間に横断幕を設置するというより、決まる前に応援の横断幕作ったらどうですか。

○議長（戸澤 栄君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） ご質問にお答えします。

確かに期間が短いということもありまして、こちらのほうで一応考えていたのは、ある程度レイアウトだけは整えておこうという考えはありました。

応援の横断幕ということなのですが、そういうご意見というのはこちらのほうではちょっと考えていなかったで、今後の検討課題としてこちらのほうで受け止めておきます。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 町長、どうですか、これ、1月中旬の発表を待ってから、それから横断幕作ってというのなら、あまりにも期間が短いのではないですか。やっぱり頑張れというような意味合い込めて早く作るという考えないですか、町長。

○議長（戸澤 栄君） 町長、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 今ご意見をいただいて検討するということなのでしょうけれども、頑張れもやると、また上に重ねて貼らなければならないという事態も起きると思うのですよね。祝と、それから健闘を祈るとは、また別の横断幕になってしまうということもあるのかなと思うので、その辺についてはデザイナーのプロから話を聞いて考えてみたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 2 番、江渡正樹君。

○2 番（江渡正樹君） 先ほど14ページですか、18歳以下のことについて課長から答弁がありました。これは当然、政府は国会で議決がないと通知は出せません。けれども、国会審議の状況を見ると、昨日あたりのを見ると、それこそ10万円で出すことについてもいいですよというふうな答弁をしておりますので、町長、いかがですか、野辺地の場合は現金でもうやるのだと、そういうふうに町長の判断というのはなさってもよろしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答えをいたします。

今まさに野辺地町は5万円給付の準備がもう進んでおりまして、急に今10万円となると、またそれはちょっと大変だなということもあって、国からの予算も5万円の分しか来ていないということですので、果たして本当にそうなのかどうかも、新聞が先行して書いているのか、いろいろな政治の方々がお話しになっていることとは、政府の正式な発表とはちょっと違うようなところがございます。当初5万円は、例えばその町村において使えるようなお店がないというような町村について

の規定で、5万円は現金でもいいよということだったらしいのですけれども、今中身が少しずつ変わっています。ただ、変わっているからといって待っていると間に合わなくなるので、当町としては24日、第1弾、振込をするというふうにもう進んでおりますので、次についてはまた来年、年明けて2月か3月ということになると思います。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。町債についてちょっとお伺いします。38ページに全ての地方債が58億6,771万円という数値がありますけれども、この中に交付税措置というものがあると思います。実質の町負担は幾らになるのか、教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

58ページの地方債の最後の現在高の見込みのところだと思います。右端のところの合計が58億6,771万円と書いているものでよろしいですか。こちらのほうですけれども、（1）から（5）まで5種類ありまして、分かりやすいのが（3）の過疎対策事業債、こちらは7割の交付税の算入があると言われております。7割ですので、残高が25億2,000万円で、算入されるのが17億6,000万円ぐらい。次の4番の臨時財政対策債、こちらは100%交付税算入されるものですので、残高の25億660万円がそのまま25億660万円算入されると考えていただければと思います。難しいのが（1）、（2）、（5）のその他の地方債なのですけれども、こちらは交付税算入率が様々ありまして正確に計算できませんけれども、うちのほうで健全化法というのが7月から8月くらいに調査あるのですけれども、そちらで出している交付税算入額の一部事務組合を除いたものから逆算した場合に、この3つ、1番、2番、5番の残高を合わせると大体7億7,700万円ありますけれども、このうち5億3,000万円が交付税算入されているということになります。なので、過疎対策事業債は25億円のうち大体17億円が算入されて、町の負担は7億5,000万円ぐらい。臨時財政対策債は、25億6,000万円ぐらいがそのまま全額算入されて、町の負担はゼロ。その他に関しては、7億7,000万円ほどのうち5億3,000万円ぐらいが算入されて、2億4,000万円ぐらいが町の負担となるかと思います。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 次、もう一つ、先ほどの5万円クーポンの話なのですが、私もできるだけ現金でということをしたほうがいいと思っています。ほかの自治体は、一度5万円やった後、もう一度追加で5万円をやるという話も記事で見ました。一応国からの指示を待つということなのですが、野辺地町の意向として、希望としてはどうなのかという意思表示も大切ではないかと思うのですけれども、そのあたりに野辺地町としてはやはりクーポンでいくのか、できれば現金給付をしたいのか、現金給付をすることによって事務に係る作業量を減らしたいと考えるのか、そのあたりの意思表示をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 報道等いろいろありますけれども、先般の国会で総理がお話ししていたのは、原則はクーポン券だよと、だけれども自治体の事情に応じて現金も可とするよというふうな言い方もしております。国のお金なもので、我々その辺の方針しっかり見定めないとなかなか執行できないという部分ございますけれども、町民とか町の立場でお話しすれば、町民からすればやっぱり現金のほうが大変使い勝手がいいだろうなと思います。ただ、一方で町の経済ということも加味すれば、町内の商店で使えるクーポン券も、それもまたそれなりのメリットなりあると思います。その辺は、国の動きも見つつ、あと町民がどう考えているのか、議員の皆様の意見を聞きつつ、どっちにするかは、ちょっとスケジュールもあるのですけれども、例えば全員協議会とか開いて議員の皆さんの意見を聞くとか、そしてちょっと決めないといけない、すごく大事な話かなというふうには思っておりました。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の給付金の件で、私も現金給付というのが、一括での給付というのがいいのかなと思っております。既にもう一回に10万円給付するという声を上げている自治体もあるわけで、そういった自治体はやはり住民のほうをしっかりと見て、住民に寄り添った対応をしているのかなと思っておりますので、もう5万円で事務を進めているというお話でしたけれども、5万円が10万円、金額が変わるだけで、だけでと言うのは変かもしれませんが、それで変更できるのであれば、ぜひ財調使ってでも先行して取り組むような検討もお願いしたいと思います。要望です。

質問なのですけれども、先ほどの役場庁舎建設基金の残高についてですが、30ページの基金の積増し、これが終わった、積増しした後の残高であるのか、その前の残高であるのか、7億500万円という金額はどちらなのか、すみません、もう一度お願いします。

○議長（戸澤 栄君） 財政課長。

○財政課長（西館峰夫君） 今回提出した12月補正まで、1億4,170万円余りを積立てした後の残高で先ほどお答えしております。

○議長（戸澤 栄君） よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） では、ないものと認め、次に移ります。

次に、第2表継続費補正、第3表債務負担行為補正及び第4表地方債補正の質疑を一括で行います。質疑のある方は、ページ数を言ってから質疑願います。ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページ、債務負担行為補正（追加）の部分で、新庁舎建設事業、3か年

で18億4,148万4,000円でありますけれども、各年度の予定の金額をお知らせください。

○議長（戸澤 栄君） 財政課長。

○財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

令和4年度から6年度までになります。令和4年度が3億6,829万7,000円、令和5年度が11億489万円、令和6年度は令和4年度と同じく3億6,829万7,000円が内訳となります。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 反対の立場で討論させていただきます。

基本構想や基本計画とは違う内容の庁舎の実施計画であり、無理矢理予算だけをすり合わせるために天井口や仕様変更までしていて、実質的なグレードダウンとも取れる大きな変更であると考えられます。しかも、当初計画された事業費よりも増額されているものと思われます。さらには、土地面積まで変更縮小されており、町民の利便性が当初計画よりも悪化する結果につながっているものと考えます。何より、この資材や人件費が高騰し、流通量も減少している今の時期に建設に着手することに利点があるとは到底思えませんし、これまで想定してきたコストよりも割高であることは明らかなだと思います。構想どおりの建物を建てようとする、億単位の事業費増加になるとの話も伺いました。そもそもこの実施設計の結果を町民にまだ説明して理解してもらっていない、そういう機会を設けていないと感じております。これでは町長はじめ設計業者が説明してこられた町民の意見を聞きながら一緒に造っていくという言葉がうそになってしまいます。これまで議会が承認してきたものとは別なものを建てようとしていることになります。

昨日の一般質問でも申し上げたとおり、私は小学校の建設を最優先に、そして町民が利用する頻度が高い施設を優先的に更新していく必要があると考えており、高齢者が不便に関している入浴施設を考慮した老人福祉センターあるいは衛生面を配慮した給食センターなど多くの施設についても検討し、総合的で長期的な計画の下で庁舎建設の優先順位を決定するべきであると考えております。

これまでの計画の流れについて、コロナを理由にした説明不足のまま進めることには賛同いたしかねます。

以上のことから、障害福祉、老人福祉、児童福祉等各福祉に関する経費など認めるべき内容も多々ありますが、債務負担行為等の新庁舎建設に関連する経費が含まれていることから、この補正予算案に反対いたします。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 反対意見がありました。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2 番、江渡正樹君。

○2 番（江渡正樹君） ただいま反対意見がありました。しかし、国の補助事業、いろいろなことを考えると、大所高所から考えると、今計画どおり進めるのがやはり町民にとって最大の福祉であると私は考えておりますので、賛成いたします。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。反対意見も 1 人で終わっていますけれども、あとありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立 5 人〕

○議長（戸澤 栄君） 着席ください。

以上のとおり、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第63号については、議長は可決と裁決します。

議案第64号 令和 3 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目について、町民課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第64号 令和 3 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,421万3,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。5 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金、1 項 2 目 1 節社会保障税番号制度システム整備費を15万9,000円増額いたしました。これは、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業として、利用申込み等を勧奨するパンフレット等の作成にかかった経費についての令和 3 年度分の補助金であります。

4 款県支出金、1 項 1 目 2 節特別交付金は、令和 3 年度保険者努力支援交付金が確定したことにより、20万6,000円減額いたしました。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を110万5,000円増額いたしました。2 節事務費繰入金の 8

万5,000円の減額は、青森県人事委員会勧告に準じた人件費の減であります。

同じく4節国保財政安定化支援事業繰入金は、令和3年度普通交付金から国保特別会計へ繰り出しされる需要額の精算により、119万円増額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目3節職員手当等及び4節共済費を合わせて8万6,000円を減額いたしました。これは、青森県人事委員会勧告に準じた人件費の減となります。

6款保健事業費、1項1目18節負担金、補助及び交付金は、事業を行う際の指導・資格更新費用5,000円を増額いたしました。

7ページをお願いいたします。10款予備費は、財源調整のため113万2,000円を増額し、2,658万円といたしました。

以上、議案第64号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号 令和3年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目について、町民課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第65号 令和3年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、予算の総額を1億8,859万円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款繰入金、1項1目1節事

務費繰入金は、一般会計からの繰入金で、一般職員人件費分で1万円の増となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費、3節職員手当等と4節共済費を合わせて1万円増額いたしました。これは、青森県人事委員会勧告に準じた人件費の減額と時間外勤務手当の増によるものです。

以上、議案第65号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑ください。ありますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 後期高齢者医療特別会計補正予算で、これ1万円と出さなければならなかったものですか。後で専決でも何でもできるものだったら、そういうふうにしてやったほうがいいと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（戸澤 栄君） 町民課長。

○町民課長（上野義孝君） 時間外勤務手当が一万円不足するので、専決ではなく補正予算でということに計上いたしました。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないものとします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案どおり可決されました。

次に、議案第66号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算補正の主な項目及び第2表債務負担行為について介護・福祉課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第66号 令和3年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正について、既定の予算額から3,892万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,413万3,000円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、737万5,000円減額いたしました。歳入で見込まれる給付費が減額になったことによる国庫負担金の調整であります。

3款2項国庫補助金、1目調整交付金は、260万円減額しました。歳出で見込まれる給付費が減額になったことによる国庫補助金の調整であります。

2目及び3目は、給与改定に伴う人件費の調整であります。

6目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費の補助金額が確定したことによる調整であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、1,050万2,000円を減額いたしました。歳出で見込まれる給付費が減額になったことによる支払基金交付金の調整であります。

2目は、給与改定に伴う人件費の調整であります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、527万円減額しました。給付費減額に伴う県負担金の調整であります。

7ページをお願いいたします。5款2項1目及び2目は、給与改定に伴う人件費の調整であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金についても、歳出で見込まれる給付費が減額になったことから486万4,000円減額し、調整しました。

2目及び3目は、給与改定に伴う人件費の調整であります。

5目事務費等繰入金は、34万4,000円減額いたしました。1節職員給与費等繰入金は人件費の調整、2節国庫からの介護保険システム改修補助金が確定したことによる財源調整の減額であります。

8ページ、7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、826万3,000円減額いたしました。これは、各項目でご説明いたしましたが、介護給付費等について介護保険料により賄うべき項目に基金を繰入れしていることから、補正により財源調整したものであります。

続いて、歳出の主なるものについてご説明いたします。9ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費は、給与改定に伴う人件費の調整で、15万7,000円減額いたしました。

1款3項1目介護認定費は、介護保険システム改修に要する財源の補正であります。

2款1項介護サービス費諸費、1目、3目、10ページの上段の5目、9目の各サービス給付費は、合わせて4,429万5,000円減額いたしました。

下段の2款2項介護予防サービス費等諸費、1目、7目については、合わせて332万5,000円減額いたしました。

11ページ、2款6項1目の介護サービス費は、206万5,000円を増額いたしました。

2款介護給付費の1項、2項、6項については、各給付費に不足が見込まれることによる増額であります。

4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、1万9,000円の増。

4款3項1目包括的支援事業費は、11万4,000円増額いたしました。給与改定に伴う人件費ほかの調整であります。

以上が歳入歳出の補正についての概要であります。

続いて、予算書3ページをお願いいたします。第2表債務負担行為であります、地域包括支援センター運営業務について、11月12日に開催された議会全員協議会でご説明申し上げましたが、切れ目のないサービス体制が必要となることから、令和3年度中に契約行為を完了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。限度額につきましては2,310万円となります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） それでは、歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質問してください。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 次に、第2表債務負担行為の質疑を行います。質疑ありますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 以前、業務委託についての説明の中で、職員の派遣も終わることによって人件費等の経費もかからなくなると、そういった経費が削減されるという説明を受けた記憶がありまして、地域包括支援センター運営業務のこの2,310万円の経費は何に使われるのか、ご説明願います。

○議長（戸澤 栄君） 福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） まず現状で、野辺地町の地域包括支援センター、3人の職員がいます。社会福祉士、保健師もしくは看護師、主任介護支援専門員の3名が配置となっております。その部分の委託について、野辺地病院側のほうに、ほぼほぼ人件費と事務費等を換算して、人件費分ということで委託の積算をいたしております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明であります、その3名の職員の分の人件費を野辺地病院に充てるという、支払うというのですか、野辺地病院に出すという解釈でよろしいですか。

○議長（戸澤 栄君） 福祉課長。

○介護・福祉課長（瀧澤 誠君） 業務につきましては、指定介護予防・支援事業総合事業対象者に対する予防ケアマネジメントのケアプランの作成というものも含まれております。この3名の職員

の配置のほか、ケアマネジャーさんが独自でケアプランを作成して得られる収入も別にございますので、その部分につきましては委託する野辺地病院側の歳入ということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） よろしいですか。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。原案のとおり可決決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 令和3年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○建設水道課長（浜野 徹君） 議案第67号 令和3年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

今回の補正予算は、人件費、委託料、建設改良費の増額によるものです。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入の予定額、1款2項営業外収益1,936万4,000円に200万円を増額し2,136万4,000円となり、合計額が2億7,300万円となりました。

収益的支出の予定額、1款1項営業費用の2億2,044万4,000円に59万7,000円を増額し2億2,104万1,000円、4項予備費の1,468万9,000円に140万3,000円を増額し1,609万2,000円となり、合計額が2億7,300万円となりました。

第3条、資本的収入及び支出の予定額、1款1項建設改良費7,624万6,000円に200万6,000円を増額し7,825万2,000円となり、合計額が1億7,575万2,000円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,915万2,000円は、現年度分損益勘定留保資金8,878万8,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額710万2,000円、建設改良積立金2,326万2,000円で補填いたします。

2ページをお願いします。第4条、債務負担行為は、自家用電気工作物保安管理業務委託及び水道水質検査業務委託の2件であります。令和4年度当初から業務を開始する必要があり、令和3年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。

第5条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっております。

補正の内訳につきましては、補正予算説明書で説明いたします。

11ページから12ページをお願いいたします。（１）収益的収入及び支出では、収入の１款２項３目雑収入に36万1,000円、４目他会計負担金に163万9,000円、合計200万円を増額補正するものです。

支出の１款１項４目総係費の手当と、及び４項１目予備費の合計200万円を増額補正するものです。

なお、委託料として、庁舎建設に伴い第３庁舎へ移設する集中管理装置の移設費用51万7,000円を計上しております。

（２）資本的収入及び支出では、支出の１款１項１目施設改良費に200万6,000円を増額補正するものです。これは、令和４年度の量水器取替工事を速やかに実施するため、今年度中に量水器を購入するための費用を増額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 補正予算一括で質疑を行います。質疑のある方は、ページ数を言ってから質問してください。

６番、岡山義廣君。

○６番（岡山義廣君） 予算のほうとはちょっと質問は違いますが、野辺地からむつ方面に向かって水道の道路横断やっている箇所が多分２か所ぐらい、２件ぐらいあったと思います。明前地区で通行者と、それから地元の住民から、横断した後のアスファルトの工事の路盤といいますか、路面が、今までの道路よりも結構高いのだそうです。早朝とか深夜、大型車両が通ったときに、振動が激しいというふうなことがあります。県道ですから、役場とはどういう兼ね合いになっているのか分かりませんが、一応確認してもらいたいというのと、あと博善社の通り、大月平の通りですけども、その場所も通行者から、通行の人から話がありました。それ、ちょっと調査してもらいたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○建設水道課長（浜野 徹君） お答えします。

１点目といいますか、最初の明前地区ですけども、それは多分町のほうで水道管の設置をしたところかと思います。それにつきましては、以前住民等の苦情もございましたので、もう既に段差解消終わって、付近の住民の方にも一応ご説明してご了解いただいております。

なお、博善社さんのところにつきましては、これから調査して改善に努めたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） ６番、岡山義廣君。

○６番（岡山義廣君） 住民の方からの話は５日ぐらい前だったのです。それ、改修終わったのはいつ頃でしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○建設水道課長（浜野 徹君） 1 か月ぐらい前になろうかと思います。もしかすれば違う方かもしれませんので、後ほどその方のお名前を教えていただければ、直接行ってお話ししたいと思います。

○6 番（岡山義廣君） はい、分かりました。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時09分）

○議長（戸澤 栄君） 再開します。

議案第68号 野辺地町立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

学校教育課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 議案第68号についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いします。議案第68号は、野辺地町立学校設置条例の一部を改正する条例案であります。

2ページをお願いします。提案理由は、令和5年4月に先行統合するに当たり、野辺地町立馬門小学校を廃止し、野辺地町立若葉小学校へ統合するため提案するものであります。

3ページの新旧対照表でご説明いたします。右側、改正前では、第1条で馬門小学校の名称及び位置を記載しておりますが、改正案では、令和5年4月に若葉小学校へ統合することにより、その名称及び位置について削除されることになります。

附則として、この条例につきましては令和5年4月1日から施行となります。

以上、議案第68号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

再開します。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 若葉小学校が2回統合することになると思います、将来的に。ということで、若葉小学校には最初に馬門小学校と、その後野辺地小学校と統合するという説明はどの程度されているのか、児童、保護者の理解は得られているのかを伺います。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 4月の下旬になりますが、住民説明会ということで各小学校はじめ説明をさせていただきました。その際に、当初であれば野辺地小学校のほうへ先行統合することでもありましたけれども、3校統合するときには最終的には若葉小学校も野辺地小学校のほうへ統合するという説明をしております。そこについては、アンケート調査のこともありましたけれども、特別ご質問、異論のほうはなかったので、ご理解していただけたものと思っております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ただいま住民説明会というお話がありましたけれども、その説明会にはどれぐらいの人数が参加されましたか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） ただいまの質問にお答えいたします。

参加者数ですけれども、公民館の際には6名、野辺地小学校8名、若葉小学校10名、馬門小学校で15名となっております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 圧倒的に少ない人数だと思われます。また、意見などがなかったということでもありますけれども、やはりしっかりとした説明、これ4月下旬に説明会ということで、このときはもう先に若葉小学校に統合するという説明であったのでしょうか、それとも当初の計画の野辺地小学校と先行統合するという説明会だったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） そのときの段階では、若葉小学校に先行統合することではなくて、野辺地小学校のほうへ先行するという事で説明しております。これにつきましては、パブリックコメントにおいても周知しているところではありますが、その後馬門小学校さんの保護者と意見交換を重ねる中で、若葉小学校のほうへと先行統合するように決まっております。その点についてはその後、若葉小学校の校長先生に説明して了解を得て進めております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　ということは、先行統合する先が若葉小学校であるということは、校長先生方には説明はされたけれども、若葉小学校の児童及び保護者には説明はまだされていないということで解釈してよろしいですか。

○議長（戸澤　栄君）　課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君）　その後になりますが、先行統合するということで準備委員会を設置しております。その際の委員の構成としましては、各学校の校長、教頭をはじめとしまして各学校のＰＴＡの方も含めて理解を得ているという形で進めさせていただいております。

○議長（戸澤　栄君）　11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　新聞報道等で目にしている方もいらっしゃるかと思いますが、やはりＰＴＡ関連の方々、先生方だけではなくて、やはり保護者に対して、児童に対してしっかりと説明をして、理解を得られてから進めるべきと思いますが、それがなされていないということはなかなか承知しがたいものかなと思っております。これについてもう一度説明をしてからということで進めてはいかがでしょうか。

○議長（戸澤　栄君）　教育長、どうぞ。

○教育長（新渡幹夫君）　様々な機会で説明をしていたつもりですので、これ以上の説明はないと思います。子供も、保護者も、それぞれの新聞や、それから様々な会合で連絡受けてご理解していると思いますので、このまま進めたいと思います。

　　以上です。

○議長（戸澤　栄君）　質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤　栄君）　これで質疑を終わります。

　　これから討論を行います。討論はありませんか。

　　11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君）　馬門小学校の複式学級の早期解消というところは、すごくしたいところがあります。早期に解消してあげたいという思いは、強く持っております。

　　しかしながら、3つの小学校全体の総合的な計画、統合計画の一部が中断している中で、先行きが不透明な状態であります。

　　さらには、先ほど課長からのお話もありましたとおり、保護者の皆さんあるいは児童に対して、集まっていただいて説明、ご理解をいただいているとは思えないということから、まだまだこれについては検討の余地があると思われますので、私は3校同時に統合したほうがよいのではないかとこの考えを持っておりますことから、この案件に関しては反対させていただきます。

○議長（戸澤　栄君）　それでは、賛成の方のご意見ありますか。

7 番、高沢陽子さん。

○7 番（高沢陽子君） まず何よりも複式学級の解消ということで進めているものです。そして、
るるこれまで保護者の皆さんに説明してきたということでもありますし、理解は得られているもの
と思います。

ですから、このまま進めていいと思いますので、賛成いたします。

○議長（戸澤 栄君） 賛成、反対の意見が出ました。そのほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） では、討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案どおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔起立5人〕

○議長（戸澤 栄君） 着席ください。

以上のとおり、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、
議長が本案に対して裁決いたします。

議案第68号については、議長は可決と裁決しました。

次に、議案第69号 野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

健康づくり課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○健康づくり課長（飯田貴子君） それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。議案第69号は、野辺地町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。

6ページをお願いいたします。提案しますのは、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準について、去る令和3年9月3日の官報正誤により内容の訂正が行われたこ
とに伴いまして、町の条例の一部を改正するものです。

新旧対照表でご説明します。13ページをお願いいたします。第53条第6項の読替の規定の追加を
行いました。あわせて、字句などの文言の訂正と規定の整備を行いました。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第69号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第70号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。議案第70号は、野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。

17ページをお願いいたします。提案理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の額の改正を行うため提案するものであります。

新旧対照表で改正点をご説明いたします。18ページをお願いいたします。産科医療補償制度における掛金額を見直すこと及び出産一時金の総額42万円を維持することになったことから、第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改正するものであります。

この条例は、令和4年1月1日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産一時金の額については、なお従前の例によります。

以上、議案第70号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案どおり可決しました。

次に、議案第71号 野辺地町農山漁村活性化基金条例案を議題とします。

農林水産課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○農林水産課長（玉山順一君） それでは、議案第71号についてご説明いたします。

議案書19ページをお願いします。議案第71号は、野辺地町農山漁村活性化基金条例案であります。

議案書20、21ページをお願いします。第1条は、設置の目的を規定しております。地域の農林水産業へ寄与する地域振興事業及び再生可能エネルギーの地域利用に活用する経費に充てることを規定しております。

第2条においては、基金は再生可能エネルギー発電事業者からの寄附金をもって積み立てることを規定しております。

第6条においては、処分に関する規定で、この基金を処分できる場合として、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てることと、その事業のために発行した地方債の償還に充てることを規定しております。

この条例の施行は、公布の日からとなります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この基金を設置するに当たって、農林水産業の皆さんにはこのことは説明、理解されておりますか。

○議長（戸澤 栄君） 課長、どうぞ。

○農林水産課長（玉山順一君） 議会をもって制定されますので、可決されましたら説明いたしたいと考えております。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑がないと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例案を議題とします。

農林水産課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○農林水産課長（玉山順一君） それでは、議案第72号についてご説明いたします。

議案書23ページをお願いします。議案第72号は、野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例案であります。

24、25ページをお願いします。第1条では、この条例の目的として、町が施行する水産基盤整備事業に要する費用に充てるための分担金の賦課及び徴収に関する必要事項を定めるものであります。

第2条は、賦課の対象となる事業とは漁港漁場整備法に規定する事業でありまして、関係条例につきましては27ページに記載しております。

第4条、分担金の納入義務者として漁業協同組合となり、第5条は徴収する分担金の額について規定しております。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年度事業から適用するものであります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 野辺地町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 野辺地町教育委員会委員の野坂幸子氏の任期が令和3年12月19日をもって満了となりますので、同委員の再任について議会のご同意を得るために提案するものであります。

なお、略歴につきましては31ページから33ページまでにあります。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 議案第73号を採決します。同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は同意することに決定をいたしました。

◎総務常任委員の選任

○議長（戸澤 栄君） 日程第2、選任第4号 総務常任委員の選任を行います。

総務常任委員会は、熊谷晴雄氏の死去により1名欠員となっています。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって8番、杉山福行議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員は8番、杉山福行君を選任することに決定しました。

これにより杉山福行君は2つの常任委員会に所属することになりますが、よろしく願いを申し上げます。

◎陳情等審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第3、陳情等審議を行います。

本定例会には、陳情等文書表のとおり、3件の陳情書が提出されております。これらについては、議会運営委員会において、受理番号5については総務常任委員会へ付託と、受理番号6及び7については議員配付と決定しておりますが、ご異議ありませんか。

7番、高沢陽子さん。

○7番（高沢陽子君） 陳情書を拝見しました際に、野辺地町の場合、果たして役場で対応できることなのかと疑問に思いましたので、副町長、担当課長に話を聞いてみました。

まず、行政評価に関する事項の1についてですが、「すべての事務事業を客観的に且つ定量的に評価すること」とありますが、数百件に及ぶ事務事業の全てを定量的に評価することは、今の人員体制では難しい、また客観的に評価するためには外部の評価委員をお願いする必要があるが、それは人員的にも、分量的にも困難であるということでした。

なお、全ての事業が対象というわけではありませんが、町の総合計画に係る事務事業や教育委員会が執行する主な事務事業について、それぞれで評価を行っており、その結果はホームページに公開しているとのことでした。

2について、「全ての事務事業について人件費を算出し」とありますが、職員は一人で複数の事業を担当しているほか、お互いが別の職員のフォローや手伝いを行っており、職員の人件費を事業ごとに算出・案分することは困難であるということでした。

また、財政運営に関することの②についてですが、「毎月の支出命令情報を1件ごとに公開すること」とありますが、例えば10月分の支出命令表の集計表は厚さ3センチほどの分量になり、これが1件ごととなると、その10倍から20倍の量になる、さらに支出命令表には多くの個人情報があり、これを公開するとすれば、これは黒塗りをするだけでも相当の事務量となり、新たに複数の職員を採用しなければ対応できない事務量であるということでした。

今役場では、我々議会からの申入れや意見なども踏まえ、行財政改革に取り組んでいる最中です。人員の削減を含む人件費の抑制をはじめ経常経費の削減等に取り組んでいる中、それに逆行して膨大な量の事務作業を役場がやらなければならないという内容の陳情でありますし、そもそも町の予算執行や決算の認定、事業実施のチェックは我々議員、議会が町民の代表として責任を持って実施しているわけでもありますので、委員会に付託するような内容ではないと考えます。

よって、議員配付でよろしいと思います。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） これに賛成の方のご意見がありましたら、どうぞ。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今高沢議員がおっしゃられた内容については、一度総務常任委員会で議論をして、この陳情の内容のどこまでを求め、達成できるのかというところも検討しながら、できることであればこの陳情者を招いてお話を聞きながら総務常任委員会で議論した上で、議会に諮って町側にという流れがよいかと思いますが、いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） 2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） 今高沢議員の意見に私は賛成の立場で申し上げます。

私、以前プラン・ドゥー・チェック・アクションについて質問しました。今町のほうで、それについて真剣に取り組んでおります。そんな中で今これら出てきたものについては、可能な限り今進めている最中でありますので、改めてこれをつくることはない、私はそのように思いますので、高沢議員の意見に賛成でございます。

○議長（戸澤 栄君） 賛成の方おりますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 私は、一旦議会運営委員会で決定して総務委員会に付託されたということなので、それを今この場で覆すということは、議会運営委員会の決定が何も無視されるようなことになるので、一旦総務常任委員会で話し合ってから結果を報告したほうが良いと思います。

○議長（戸澤 栄君） 双方の意見がございました。これは採決しなければなりません。

お諮りします。陳情書受理番号５番について採決しますので、賛成の方、総務常任委員会に付託するということについての賛成の方の起立を求めます。

〔起立５人〕

○議長（戸澤 栄君） お座りください。

以上のとおり、賛成、反対同数です。

したがって、地方自治法第116条の第１項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

陳情書受理番号５番については、議長は総務常任委員会へ付託せず議員配付と採決いたします。

したがって、３件の陳情書については議員配付とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） 以上で本定例会に付議した議案等の審議が全部終了しました。

これをもって令和３年第７回町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（午前１１時３９分）